

## 軽米町省エネ家電買換購入促進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格や物価高騰による家計の経済的負担の軽減と地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量の削減に資するため、個人が住宅用としてエネルギー消費性能の優れた省エネ家電への買換購入に要する経費に対し、予算の範囲内で軽米町補助金交付規則(昭和44年輕米町規則第20号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「省エネ家電製品」とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) エアコン 日本産業規格(JIS規格)C9901に基づく省エネルギー基準達成率が100%以上(目標年度2027年度)であるものをいう。
  - (2) 電気冷蔵庫 日本産業規格(JIS規格)C9901に基づく省エネルギー基準達成率が100%以上(目標年度2021年度)であるものをいう。
- 2 省エネ家電は、次に掲げる要件を満たすものとする。
- (1) 新品かつ未使用のものであること。
  - (2) 製造事業者による製品保証があること。
  - (3) 本町の店舗から購入されたものであること。
  - (4) 国、地方公共団体その他の団体による他の補助金を受け購入するものでないこと。
  - (5) リース又はレンタルによる設置でないこと。
  - (6) 事業の用に供するものでないこと。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 法人及び任意の団体ではないこと。
- (3) 町税の滞納その他町に対する債務の不履行がないこと。
- (4) 買換え前に家庭用家電製品を特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)に基づき適正に処理すること。
- (5) 補助対象者が自ら居住する町内にある住宅で既に使用している機器を、同種の省エネ家電に買い換え、かつ設置する者であること。
- (6) 同一世帯員がこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。
- (7) 軽米町暴力団排除条例(平成27年輕米町条例第22号)第2条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

### (補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助対象経費は、省エネ家電本体1台分の購入に要した費用とし、次に掲げる費用は除くものとする。

- (1) 省エネ家電を設置するために要する工事、部品、付帯設備等の費用及び運搬料
  - (2) 既設機器の撤去及びリサイクル処理に要する費用
  - (3) 消費税及び地方消費税
- 2 補助金の交付は、同一年度内に1世帯につき、エアコンまたは冷蔵庫のいずれかで1回とする。

### 3 補助金の額は、別表のとおりとする。

#### (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、省エネ家電を購入する前に、軽米町省エネ家電買換購入促進費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 購入する省エネ家電の見積書(購入に要する経費の内訳が分かるもの)及び次に掲げる事項が確認できる書類
  - ア メーカー名
  - イ 製品名及び型番
  - ウ 省エネルギー基準達成率(目標年度)
- (2) その他町長が必要と認める書類

#### (交付決定及び通知)

第6条 町長は、第5条による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、軽米町省エネ家電買換購入促進費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助金を交付すべきでないとき認めるときは軽米町省エネ家電買換購入促進費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、それぞれ申請者に通知するものとする。

#### (変更等の申請)

第7条 第6条の規定による補助金の交付決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の交付申請の内容を変更又は中止しようとするときは、軽米町省エネ家電買換購入促進費補助金変更(中止)承認申請書(様式第4号)に第5条に掲げる書類のうち申請内容に変更等が生じた書類を添えて町長に提出しなければならない。

#### (変更等の交付決定)

第8条 町長は、第7条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付決定額を変更(中止)することが適当であると認めたときは、補助金の変更(中止)を決定し、その旨を軽米町省エネ家電買換購入促進費補助金変更(中止)承認決定通知書(様式第5号)により交付決定者に通知するものとする。

#### (補助金の交付)

第9条 申請者は、補助事業が完了したときは、次に掲げる書類を町長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

- (1) 軽米町省エネ家電買換購入促進費補助金交付請求書(様式第6号)
- (2) 軽米町省エネ家電買換購入促進費補助金完了報告書(様式第7号)
- (3) 省エネ家電設置後の状況が確認できる写真
- (4) 省エネ家電購入に要した経費の領収書又はレシートの写し(購入日、購入店舗名、購入製品名及び型番、購入費用(購入に要する経費の内訳を含む。))が記載されているもの
- (5) 製造メーカーが発行した省エネ家電の保証書の写し(メーカー名、型番等)が記載されているもの
- (6) 買換え前の家庭用家電製品の処理に使用した家電リサイクル券(排出者控え)の写し
- (7) その他町長が必要と認める書類

(交付決定の取消し)

第10条 町長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

2 町長は、前項の規定による取消しをしたときは、軽米町省エネ家電買換購入促進費補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 町長は、第10条の規定により、補助金の交付決定を取り消したときは、期限を定めて当該補助金の返還を命ずることができる。

2 交付決定者は、前項の規定による返還命令を受けたときは、期限内に当該補助金を町長に返還しなければならない。

(財産の管理及び処分制限)

第12条 交付決定者は、補助金の交付の対象となった財産を適正に使用し、当該交付決定の日から起算して原価償却資産の耐用年数であるエアコン及び電気冷蔵庫にあつては6年間、補助金交付の目的に反して使用、返品、譲渡、交換、貸付け、売却、廃棄又は担保に供してはならない。ただし、町長が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合はこの限りでない。

(1) 天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外により財産を処分するとき。

(2) その他町長が認めたとき。

(報告の徴収)

第13条 町長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、随時報告を徴し、又は指導、現地調査等を行うことができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

補助対象省エネ家電	目標年度	省エネ基準達成率	補助率	限度額
エアコン	2027	100%以上	補助対象省エネ家電 本体購入に要する経費の2分の1以内の額(その額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)	5万円
電気冷蔵庫	2021	100%以上		